

うるま市民無料相談所の開設について

①市民無料法律相談

ゆあ法律事務所

【と き】 12月12日(第2木曜日) 午後2時～午後4時
 【と ころ】 石川庁舎(1階市民相談室)
 【予約券配布場所】 石川庁舎1階市民課前市民ロビー
 【予約券配布時間】 午前9時予約券配布開始

【と き】 12月26日(第4木曜日) 午後2時～午後4時
 【と ころ】 本庁(1階市民相談室)
 【予約券配布場所】 本庁舎2階市民生活課
 【予約券配布時間】 午前9時予約券配布開始

※法律相談を受けることができるのは先着8名までです。

※予約券を午前9時から配布いたしますが、9時時点でお客様が8名以上並んで待機している場合がありますので、お早目に予約券配布場所へお越しくださいようお願いいたします。

※午後1時に、予約券を順番カードと引き換えいたします。

※電話での予約は受付けておりませんのでご了承ください。

②行政相談

国、行政、特殊法人についての意見・要望等の相談を行います。

【と き】 平成26年1月16日(木) 午前10時～午後4時(午後12時～1時を除く)

【と ころ】 本庁舎 3階 第1会議室

③人権週間相談

近隣のトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、体罰等の人権に関する相談を各庁舎一斉に行います。

【と き】 平成26年1月16日(木) 午前10時～午後4時(午後12時～1時を除く)

【と ころ】 本庁舎 3階 第1会議室

④消費者相談

消費生活に関する商品やサービスの契約トラブル(悪質商法、架空請求、多重債務等)の相談を行います。

【と き】 毎週水曜日 午前10時～午後4時(午後12時～1時を除く)

【と ころ】 市役所 本庁1階 市民相談室

※消費者相談は沖縄県県民生活センター(☎863-9214)でも平日相談可能です。

【問い合わせ】: ①～④市民生活課 ☎973-5487

⑤子どもSOS相談メール

子ども本人からの悩み相談や子育て中の親などから子育てに関する悩み全般を受付けします。

【メールアドレス】 kodomo-soudan@city.uruma.lg.jp

⑥子育て教育相談

児童の健全な発達と子育て等の悩みに対し臨床心理士がカウンセラーとして相談を受けます。

【と き】 12月20日(金) 午後1時～5時

【と ころ】 市役所本庁2階 児童家庭課(予約制)

【問い合わせ】 ⑤～⑥児童家庭課 ☎973-5041

⑦市民こころの健康相談について

さまざまな悩みでストレスをかかえている方が対象です。

※臨床心理士によるカウンセリング

※毎月第1火曜日(公休日除く)

時間: 午後1時から4時

【と き】 平成26年1月7日(火) 午後1時から4時

【と ころ】 健康福祉センター(うるまん) 3階相談室

※お電話や来所での予約が必要です。

※相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

【問い合わせ】 ⑦健康支援課 ☎973-3209

人権擁護委員の再委嘱について

人権擁護委員の松堂勝雄委員、根川富子委員が9月末で任期満了となりましたが、10月1日付けで法務大臣から委嘱され、再任となりました。



まつどうかつお
松堂勝雄 委員



ねがわとみこ
根川富子 委員

人権擁護委員は、地域の住民が人権について関心を持ってもらえるような啓発活動や、法務局や市役所などの公共施設等において地域の皆さんから人権相談を受けるなどの、基本的人権の擁護と自由人権思想の普及高揚活動を行っています。

うるま市ではおよそ毎月1回、人権相談所を開設しています。相談ごとがありましたら、お気軽にご利用ください。

お問合せは、

那覇地方法務局 人権擁護課(☎098-854-1215)

うるま市役所市民生活課(☎973-5487)まで

障がい福祉課 ☎973-5452
障がい者ゲートボールポウリング
教室参加者募集

障がい者スポーツの楽しさを知って頂く事を目的に、各競技方法やルール説明を学びゲーム体験をしてみよう。

【対象】 うるま市内の身体障害者手帳所持者

【申込方法】 うるま市障がい者福祉協会事務局 ☎973-7790 FAX973-77802

【申込期限】 開催2日前まで

【ゲートボール】

【と き】 12月8日(日) 午前9時半～12時

【と ころ】 具志川ドーム

【参加料】 無料

ポウリング

【と き】 12月15日(日) 午後2時～

【と ころ】 T・T BOWL 沖縄(沖縄市池原)

【参加料】 500円(靴代含む)

生活福祉課 ☎973-4982

民生委員・児童委員推薦候補者募集

民生委員・児童委員について欠員のある地区では推薦候補者を募集しています。

※主な要件/地域の実情をよく知り、地域住民が気軽に相談できる方・社会福祉に理解と情熱があり実際に活動できる方

【対象】 30歳以上70歳未満の方

※主任児童委員は65歳未満

【問い合わせ先】生活福祉課又は各自自治会

【申込期限】 随時